

様式第2号（第7条関係）

あわら市指令 第 号

住所

氏名

あわら市食品加工施設等整備支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあったあわら市食品加工施設等整備支援事業補助金については、あわら市補助金等交付規則第4条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので同規則第6条第1項の規定により通知します。

年 月 日

あわら市長

印

記

1 この補助金等の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は 年 月 日付けで申請のあったあわら市食品加工施設等整備支援事業とし、その内容は申請書の記載のとおりとする。

2 補助事業に要する経費及び補助金等の額は次のとおりとする。

補助事業に要する経費	円
補 助 金 等 の 額	円

3 補助事業に要する経費の配分は前記申請書記載のとおりとする。

4 補助事業者は、次の各号に該当するときは、市長の承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の内容の変更をするとき。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止するとき。

5 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。

6 補助事業者は、補助金等の取消しに関し、補助金等の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

7 補助事業者は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

8 補助事業者は、この補助金等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の年度から起算して5年間整備保存しなければならない。